

## 課題カテゴリ 融資

## 01 融資制度 千代田区【令和5年度】

公的融資

区内中小企業者の経営安定化を図るため、区・信用保証協会・指定金融機関の三者の協調により融資をあっせんし、融資が実行された場合に利子補給や信用保証料の補助を行います。

## &lt;主な利用条件&gt;

- ①中小企業信用保険法に定める中小企業者で
  - ア 法人の場合：区内に本店(本店登記かつ営業実態が同一場所にあること)を有していること
  - イ 個人事業者の場合：区内に主たる事業所(事業実態が同一場所にあること)を有していること
- ②区内において引き続き1年以上、事業を営んでいること(起業資金を除く)
- ③最近1年間に納付すべき事業税・住民税を完納していること
- ④東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

## &lt;資金メニューの例&gt;

| 資金名               | 代表者区分                                                                       | 融資限度額   | 名目利率(以下) | 利子補給率 | 本人負担率(以下) | 融資期間(据置期間)           | 返済方法                | 保証料補助          |       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|----------|-------|-----------|----------------------|---------------------|----------------|-------|
| 起業資金<br>(起業後1年未満) | 区民                                                                          | 2,500万円 | 1.8%     | 1.4%  | 0.4%      | 7年以内<br>(据置期間12か月以内) | 元金均等<br>割賦返済        | 全額補助           |       |
|                   | 一般                                                                          | 1,000万円 | 1.8%     | 1.4%  | 0.4%      | 7年以内<br>(据置期間12か月以内) | 元金均等<br>割賦返済        | なし(☆)          |       |
| 小口資金              | ご利用できる方:従業員が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で、今回の申込分を含めて保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者 |         |          |       |           |                      |                     |                |       |
| 細目                | 小口<br>営業資金                                                                  | 区民      | 1,800万円  | 1.8%  | 1.1%      | 0.7%                 | 6年以内<br>(据置期間6か月以内) | 原則元金<br>均等割賦返済 | 全額補助  |
|                   |                                                                             | 一般      | 1,300万円  | 1.8%  | 0.4%      | 1.4%                 | 6年以内<br>(据置期間6か月以内) | 原則元金<br>均等割賦返済 | なし(☆) |
|                   | 小口<br>設備資金                                                                  | 区民      | 2,000万円  | 1.8%  | 1.1%      | 0.7%                 | 7年以内<br>(据置期間6か月以内) | 原則元金<br>均等割賦返済 | 全額補助  |
|                   |                                                                             | 一般      | 1,500万円  | 1.8%  | 0.4%      | 1.4%                 | 7年以内<br>(据置期間6か月以内) | 原則元金<br>均等割賦返済 | なし(☆) |
|                   | 小口小規模企業<br>特別資金<br>(営業・設備)                                                  | 区民      | 900万円    | 1.8%  | 1.5%      | 0.3%                 | 5年以内<br>(据置期間6か月以内) | 原則元金<br>均等割賦返済 | 全額補助  |
|                   |                                                                             | 一般      | 650万円    | 1.8%  | 0.5%      | 1.3%                 | 5年以内<br>(据置期間6か月以内) | 原則元金<br>均等割賦返済 | なし(☆) |

☆東京都の信用保証料補助(起業資金は3分の2、小口資金は2分の1)を受けられる場合があります。

## &lt;令和5年度の特別資金&gt;

責任共有制度対象外とするにはセーフティネット4号認定が必要です。／小規模事業者とは、従業員数が20名(卸売、小売、サービス業は5名)以下の事業者です。／全て令和6年3月31日までに融資実行される必要があります。／詳しくは、商工融資パンフレットまたはホームページをご覧ください。

| 資金名                 | 摘要制度          | 融資限度額   | 代表者区分 | 名目利率   | 利子補給率 | 本人負担率  | 融資期間(据置)        | 返済方法         | 信用保証料補助 |
|---------------------|---------------|---------|-------|--------|-------|--------|-----------------|--------------|---------|
| 経営サブ資金<br>(小規模事業者)  | 責任共有制度<br>対象  | 1,000万円 | 区民    | 2.0%以下 | 1.8%  | 0.2%以下 | 6年以内<br>(6か月以内) | 元金均等<br>割賦返済 | 全額補助    |
|                     |               |         | 一般    |        | 0.7%  | 1.3%以下 |                 |              | なし      |
|                     | 責任共有制度<br>対象外 |         | 区民    | 1.8%以下 | 1.7%  | 0.1%以下 |                 |              | 全額補助    |
|                     |               |         | 一般    |        | 0.7%  | 1.1%以下 |                 |              | なし      |
| 借換一本化資金<br>(小規模事業者) | 責任共有制度<br>対象  | 2,000万円 | 区民    | 2.0%以下 | 1.3%  | 0.7%以下 | 10年以内<br>(なし)   | 元金均等<br>割賦返済 | なし      |
|                     |               |         | 一般    |        | 0.5%  | 1.5%以下 |                 |              | なし      |
|                     | 責任共有制度<br>対象外 |         | 区民    | 1.8%以下 | 1.1%  | 0.7%以下 |                 |              | なし      |
|                     |               |         | 一般    |        | 0.3%  | 1.5%以下 |                 |              | なし      |

※代表者区分の「区民」とは、個人事業主で住所も千代田区の場合、又は法人で代表者の住所が千代田区の場合に適用します。それ以外は「一般」となります。

お申し込みは予約制となります。利用条件の詳細や資金一覧、お申し込みに必要な書類など詳しくは区ホームページをご覧ください。

## セーフティネット保証制度の認定(中小企業信用保険法第2条第5項)

取引先企業の倒産や災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障が生じている中小企業者について、保証協会の保証限度額の別枠化等を行う国の制度です。千代田区に本店又は事務所(個人の場合)のある方が申請できます。詳しくは区ホームページをご覧ください。

## &lt;問い合わせ先&gt;

千代田区地域振興部商工観光課経営相談・融資担当  
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階  
TEL.03-5211-4344 FAX.03-3261-5908  
MAIL.shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp



セーフティネット保証制度について



## 課題カテゴリ 融資

## 02 融資制度 東京都【令和5年度】

## 公的融資

東京都と東京信用保証協会と指定金融機関の三者協調のうえに成り立っている融資制度で、都内の中小企業者を対象に融資を行います。

## ＜個別支援メニューの例＞

## 小規模事業融資

| 融資制度 | ご利用いただける方                             | 融資限度額   | 融資期間(うち据置期間)                                |
|------|---------------------------------------|---------|---------------------------------------------|
| 小口   | 全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者 | 2,000万円 | 運転資金:<br>7年以内(1年以内)<br>設備資金:<br>10年以内(1年以内) |

## 創業融資

| 融資制度 | ご利用いただける方                                                                                                                                 | 融資限度額   | 融資期間(うち据置期間)                                |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------|
| 創業   | (1)～(3)いずれかに該当する方<br>(1) 事業を営んでいない個人であって、創業しようとする具体的計画を有する方<br>(2) 創業した日から5年未満である中小企業者または組合<br>(3) 分社化しようとする会社または分社化により設立された日から5年未満の中小企業者 | 3,500万円 | 運転資金:<br>7年以内(1年以内)<br>設備資金:<br>10年以内(1年以内) |

## ＜利用条件＞

東京都内に事業所(個人事業者は事業所または住居)があり、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者または組合  
※その他の要件はお問い合わせ先までご確認ください。

## ＜申請方法＞

## ①申し込み

取扱指定金融機関の窓口で融資を申し込みます。東京信用保証協会への保証申し込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申し込みと併せて行います。

## ②審査

東京信用保証協会により、保証審査が行われ、保証の可否が決定されます。

## ③融資実行

東京信用保証協会により保証が承諾された後、取扱指定金融機関から融資が実行されます。

## 申請書類

詳細については問い合わせ先にご確認ください。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細はお問い合わせ先までご確認ください。

## 〈問い合わせ先〉

東京都産業労働局金融部金融課 TEL.03-5320-4877



## 課題カテゴリ 融資

## 03 融資制度 日本政策金融公庫【令和5年度】

## 公的融資

日本政策金融公庫国民生活事業では、お客さまのご商売の状況や資金ニーズに合わせた融資制度をご用意しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に業況が悪化している方を対象とした貸付も行っていますので詳しくはHPをご覧ください。お問い合わせください。

## ＜個別支援メニューの例＞

| 融資制度 | ご利用いただける方                                  | 融資限度額                               | 融資期間(うち据置期間)                                                                |
|------|--------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 一般貸付 | ほとんどの業種の中小企業の方(業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合あり) | 運転資金、設備資金:4,800万円<br>特定設備資金:7,200万円 | 運転資金:5年以内<br><特に必要な場合は7年以内>(1年以内)<br>設備資金:10年以内(2年以内)<br>特定設備資金:20年以内(2年以内) |

| 融資制度   | ご利用いただける方                       | 融資限度額                  | 融資期間(うち据置期間)                                |
|--------|---------------------------------|------------------------|---------------------------------------------|
| 新規開業資金 | 新たに事業を始める方<br>又は事業開始後おおむね7年以内の方 | 7,200万円(うち運転資金4,800万円) | 設備資金:<br>20年以内(2年以内)<br>運転資金:<br>7年以内(2年以内) |

## ＜利用条件＞

詳細については支店窓口までお問合せください。

## ＜利用ケース(例)＞

- ①日々の事業で融資が必要なとき。「商品仕入や諸経費を支払うための資金が必要」「設備を更新したい」など
- ②新しいことにチャレンジするとき。「新規出店したい」「新しい事業を始めたい」など

## ＜申請方法＞

詳細については支店窓口までお問合せください。

## 申請書類

詳細については支店窓口までお問合せください。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

## ＜問い合わせ先＞

日本政策金融公庫東京支店 国民生活事業  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー 1階  
TEL.0570-031227(ナビダイヤル)  
事業資金相談ダイヤル TEL.0120-154-505



## 課題カテゴリ

## 融資

## 04 融資制度(マル経融資)



## 公的融資

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資します。

<融資条件(2023年8月1日現在)>

【対象資金】設備資金、運転資金

【融資限度額】2,000万円

【融資利率】1.09%(融資利率は金融情勢により変わることがあります。)※一定の要件を満たす設備資金については、上記利率より当初2年間0.5%引き下げとなります。

【返済期間】設備資金10年以内(据置期間は2年以内)、運転資金7年以内(据置期間は1年以内)

【担保・保証人】不要(信用保証協会の保証も不要)

## &lt;融資対象&gt;

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ①商工会議所の経営指導員による経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいること
- ②所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を完納していること
- ③同一の商工会議所等の地区内で1年以上事業を行っていること
- ④商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

## &lt;利用ケース(例)&gt;

無担保・無保証で条件の良い融資を受けたい

## &lt;申請方法&gt;

## ①経営相談・申し込み

事業所の所在する地区の商工会議所へ相談・申し込みをしてください。

## ②推薦

商工会議所において内容を審査した後、日本政策金融公庫へ推薦します。

## ③融資実施

日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

## 必要書類

## (法人の方)

- ①前期・前々期の決算書及び確定申告書 ②決算後6カ月以上経過の場合は最近の試算表
- ③法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書 ④商業登記簿本(履歴事項全部証明書)
- ⑤見積書・カタログ(設備資金の場合)等

## (個人事業主の方)

- ①前期・前々期の決算書(又は収支内訳書)及び確定申告書 ②所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
- ③見積書・カタログ(設備資金の場合)等

※審査の結果、ご希望に沿えない場合もございます。予めご了承ください。

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合などは、現在の権利関係が記載されている不動産簿本(全部事項証明書)のご提出をお願いします。

※必要に応じて追加資料をお願いする場合もございます。(例えば1,500万円超の申込の場合は事業計画書などが必要となります。)

## &lt;問い合わせ先&gt;

東京商工会議所千代田支部  
〒101-0051 千代田区神田神保町3-19 ダイナミック・アート九段下ビル(2階)  
TEL.03-5275-7286 FAX.03-5275-7287 MAIL.chiyoda@tokyo-cci.or.jp

